

権利関係

⑨ 連帯債務

数人の債務者が、同一内容の給付について、
各人が独立して全部の弁済をすべき債務を負い、
うち1人が債務を弁済すれば、
他の債務者も債務を免れる関係

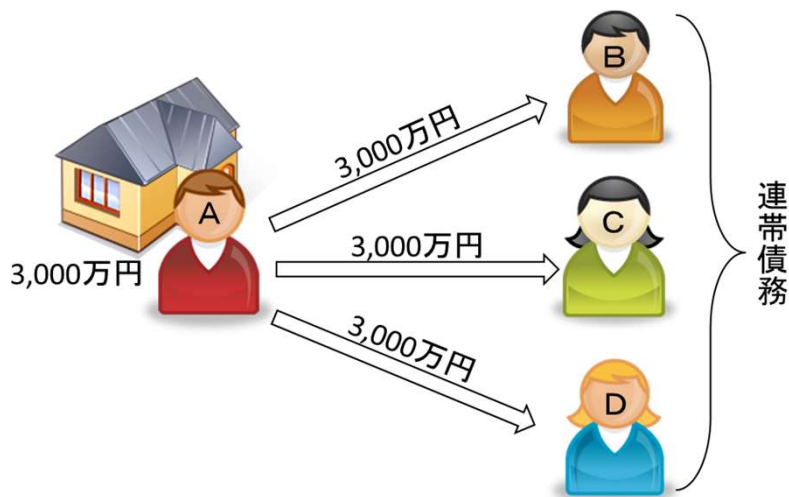


権利関係

連帯債務

B・C・Dが、Aから別荘を購入

(原則)連帯債務ではない場合、Aは、B・C・Dそれぞれ1,000万円ずつしか請求できない



(例外)

Aが、B・C・Dと「**連帯債務の特約**」を締結
⇒Aは、B・C・D全員に対して、それぞれ
3,000万円全額の請求ができる

※B・C・Dそれぞれの負担部分が各1,000万円の場合
⇒BがAに3,000万円を弁済すれば、
他の連帯債務者C・DはAに対する債務
を免れる
BはC・Dに対して負担部分の各1,000
万円を求償できる(**求償権の行使**)

権利関係

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

相対的効力の原則

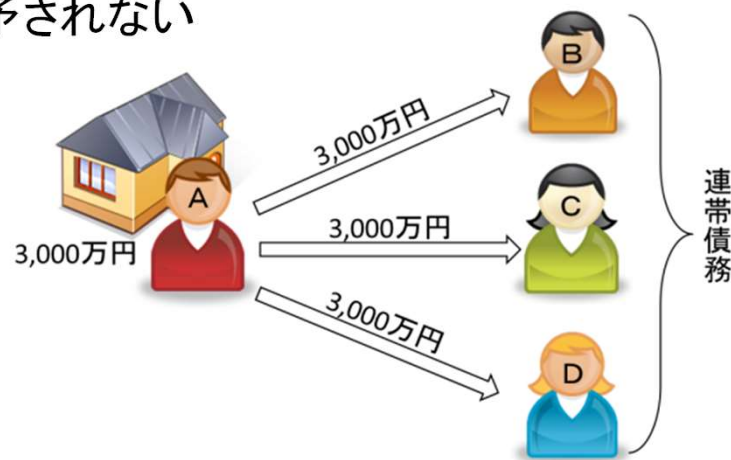
連帯債務者の1人に生じた出来事は、原則、他の連帯債務者に及ばない

Ex. Bが債務を承認して、Bの債務消滅時効が中断しても、

他の連帯債務者C・Dの消滅時効は中断しない

債権者Aが、Dに対して支払期限を猶予しても、

他の連帯債務者B・Cの支払期限は猶予されない



権利関係

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力

絶対的効力

連帯債務者の1人に生じた出来事により、他の連帯債務者にも影響を与える事由

- ① 弁済 …連帯債務者の1人が債務全額を弁済すると、他の連帯債務者の債務も消滅する
- ② 履行の請求 …債権者が、連帯債務者の1人に対して履行の請求をすると、他の債務者に対しても請求したことになり、時効中断の効力が全員に生じる
- ③ 更改 …連帯債務者の1人と債権者との間に更改(旧債務を消滅させ、新債務を成立させること)があったときは、債権はすべての債務者のために消滅する
- ④ 混同 :債権者の地位と債務者の地位とが同一人に帰すること
…連帯債務者の1人が債権者を単独相続すると、混同が生じ、その連帯債務者は弁済したものとみなされ、他の連帯債務者も債務を免れる
- ⑤ 相殺 …連帯債務者の1人が債権者に対して有している反対債権で相殺すると、他の連帯債務者も相殺した額の範囲で債務を免れる(当該連帯債務者が相殺しない場合、他の連帯債務者は、当該債務者の負担部分の範囲で相殺を援用できる)
- ⑥ 免除 …債権者が、連帯債務者の1人に対して債務全額の免除をすると、その連帯債務者の債務は消滅し、他の連帯債務者は免除を受けた者の負担部分だけ債務を免れる
- ⑦ 消滅時効 …連帯債務者の1人について消滅時効が完成した場合、他の連帯債務者も、消滅時効が完成した連帯債務者の負担部分だけ債務を免れる

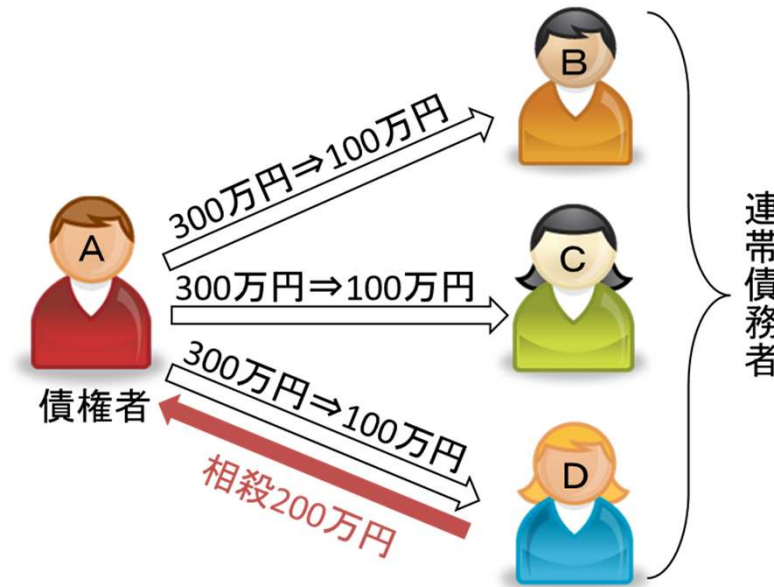
例示解説あり

例示解説あり

権利関係

連帯債務 ~ 連帯債務者の一人について生じた事由の効力

相殺



Aに対して反対債権200万円を有しているDが相殺すると、200万円弁済したことになる

⇒B・C・Dの連帯債務額は100万円になる

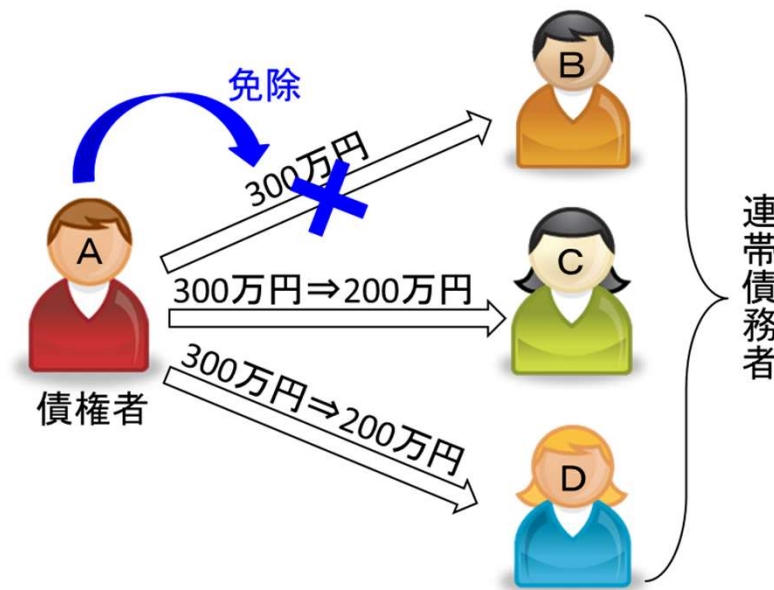
Dが相殺しない場合、B・Cは、Dの負担部分である100万円について相殺を援用できる。

⇒A・B・Cの連帯債務額は200万円になる

〔 A・Bの負担額は各100万円 〕
〔 Cの負担額は0円 〕

権利関係

連帯債務～連帯債務者の一人について生じた事由の効力 免除



AがBに対して300万円全額を免除すると、Bは連帯債務から離脱
⇒C・Dは、B負担部分の100万円だけ債務を免れ、各200万円の連帯債務を負う

※ 消滅時効も同様に、
Bに生じた消滅時効完成により、
Bの債務は消滅し、C・DはBの負担部分100万円だけ債務を免れ、
各200万円の連帯債務を負う

宅建資格試験を受験されるあなたは、
必ず「**短期宅建合格マニュアル**」を入手してください。

マニュアルは[こちら](http://akazawa-kantei.com/)のホームページから無料でダウンロードできます
<http://akazawa-kantei.com/>

なお、本編のパワーポイントの資料は、
日建学院の「一発合格！どこでも学ぶ宅建基本テキスト2016年版」を
参照して作成しています。

